

3. 付随費用の調査

装具製作における付随費用の構成比について日本義肢協会に質問し、得られた結果は下記の通りであった。

表 6. 付随費用調査結果

費用項目	比率の基準	結果
●人件費(あるいは加工作業)にかかる付随費用		
1 製造間接費	製造にかかる光熱水費、冷暖房費、クリーニング代、賃貸料、修繕料、減価償却費	売上に対する比率 5%
●素材費・完成用部品にかかる付随費用		
2 素材のロス	素材の正味必要量に対する割増分	素材(完成用部品や4に含まれる材料を除く)の購入金額に対する比率 7%
3 完成用部品のロス	加工中の微笑部品の脱落損失、倉庫保管中の亀裂などによるロス	完成用部品購入金額に対する比率 3%
4 小物材料費	個々の要素加工に対して使用量を決めがたい材料の経費(麻ひも、はとめ、細いゴムバンド、スナップ、木ねじ、油脂、鉄紙、銅紙、各種接着剤、プラスチック病、プラスチック接着テープ、糸、釘、ビス、ナット、リーフ・ワッシャ、木べらなど)	「素材費、完成用部品購入費、本表の2~3」の合計に対する比率 4%
5 材料管理費	素材、完成部品などの購入および保管に要する経費	「素材費、完成用部品購入費、本表の2~4」の合計に対する比率 24%
●その他全体的にかかる経費		
6 管理・販売経費	売上高に対する比率で	36%

この調査結果を飯田ほかによる昭和54年の調査結果[3]と比較したのが、表7である。

両調査で付随費用項目自体は同じであるものの、回答の仕方が異なる項目がある。例えば、「6 管理・販売経費」については、54年度調査では製造原価に対する比率を回答する形式であったのに対し、本研究では回答者と相談のうえ回答の容易さの点

から売上高に対する比率を回答する形式を取った。

両調査の結果を比較するため、本調査の結果を54年度調査の回答形式の値に換算した。換算にあたっては、下記の仮定・設定を置いた。

- ・正味製作作業時間に対する余裕割増しの比率を54年度調査の数値より23.8%と設定する。
- ・見込み利益率を3.7%と仮定(表の最新の会計期間の平均営業利益率3.66%より)
- ・製造原価に占める加工費(人件費+余裕割増し)と製造間接費の合計の比率を50%ないし99%と仮定

表 7. 付随費用調査結果比較

費目項目	比率の基準	54年度調査	本研究結果
●人件費(あるいは加工作業)にかかる付随費用			
1 製造間接費	加工費に対する比率	38.5%	9.1~19.9%
●素材費・完成用部品にかかる付随費用			
2 素材のロス	素材(完成用部品や4に含まれる材料を除く)の購入金額に対する比率	23.2%	7%
3 完成用部品のロス	完成用部品購入金額に対する比率	2.15%	3%
4 小物材料費	「素材費、完成用部品購入費、本表の2~3」の合計に対する比率	4.91%	4%
5 材料管理費	「素材費、完成用部品購入費、本表の2~4」の合計に対する比率	4.34%	24%
●その他全体的にかかる経費			
6 管理・販売経費	製造原価に対する比率	36.67%	59.7%
7 利益率	原価に対する比率	10%	3.8% (仮定値を原価への比率に換算)

今回の調査結果を54年度の結果と比べると、費目により比率が大きくなった項目も小さくなった項目も見られた。全体としての傾向を見るために、54年調査結果による価格算定式と本調査結果に基づいた価格

算定式との係数比較をすると、下記の通りである。ただし、ここで示す今回の係数は付随費用調査のみに依っており、他の費目調査との整合性を確認していないものである点、注意を要する。あくまで付随費用の大きさの比較のために示すものである。

表8. 付随費用調査に基づく価格算定式係数比較（装具）

	54年度調査	本研究結果	
		製造原価に占める加工費と製造間接費の合計の比率が50%のケース	製造原価に占める加工費と製造間接費の合計の比率が99%のケース
人件費の係数	2.58	2.38	2.20
素材費の係数	2.03	2.29	2.29
完成用部品購入費の係数	1.68	2.20	2.20

この結果によれば、人件費にかかる係数は本研究の結果のほうが小さく、素材費、完成用部品購入費にかかる係数については大きいという結果が得られた。

係数の比較だけからは明確なことは言えないものの、装具の基本価格部分における制度で想定された人件費の大きさは素材費に比べて大きい。装具の基本価格部分について、制度想定の人件費・素材費の水準の値に今回の調査結果を適用すれば、製造原価に占める加工費と製造間接費の合計の比率はおおよそ54%ないし98%（平均85%）と考えられる。推定された価格算定式

（人件費にかかる係数は、加工費＋製造間接費の比率によって調整）をもとに試算すると、完成用部品購入費を考慮しない場合、加工費＋製造間接費の比率が（偶然であるが）54%以上であれば付随費用の合計額は減少するという結果が得られた。つまり、装具の基本価格部分については昭和54年度調査時に比べ付随費用が減少していると考えられる。また、基本価格部分に加え製作要素部分を含めた各項目の加工費＋製造間接費の製造原価に対する比率の平均はおおよそ75%であると考えられる。以上のことから、完成用部品を使用しないような人件費の比率が大きい装具であれば付

随費用全体の占める比率が昭和54年度当時より小さくなっている可能性があることが示唆されたといえる。

D. 考察

1. 採算性について

義肢等製作事業者の営業利益率の算出結果からは、下記のことが考えられる。

- ・営業利益率の水準は、ほぼ他事業と同じ水準である。
- ・会計年度が進むにつれて利益率は増加しており、赤字の事業所数が減少する傾向にある。対象としたデータの該当期間が概ね平成20年度から22年度だったことを考えると、同時期の製造業全体の営業利益率も増加していることから、経済全体の動きを反映したこと、平成20年度末、21年度末の補装具費支給基準に定められた義肢等の価格引き上げの効果がみられたことが、考えられる。
- ・赤字の事業所は減少傾向にあるものの、調査対象中直近の会計期間（2010年10月1日を含む会計期間）において有効回答中約20%の事業所が赤字であった。
- ・取り扱い事業別の営業利益率比較によれば、義肢・装具の取り扱いがあり、座位保持装置の取り扱いのない事業所の平均利益率は負の値を示した。ただし、同じ事業所群の利益率について、売上高規模でウェイトを置いた加重平均を算出すると正の値を示した。このことから、売上高の規模の大きい事業所が比較的利益率が高いのに対し、規模の小さい事業所戸では比較的利益率が低いあるいは赤字であるとの傾向が示唆される。
- ・個別事業の採算性の評価からは、義肢と座位保持装置に関して現在の供給水準を引き下げることで収益を増加できる可能性が示唆された。これは必ずしもその事業単体では採算が取れないことを意味するわけではないものの、経済効率性の点からは公定価格を引き上げることにより適正な資源配分に近づくと考えられる。また、前項で義肢・装具を扱い座位保持装置の扱いのない群の平均営業利益率が負の値を取った点を考慮すれば、義肢に関して採算が取れていない可能性がある。

2. 製作にかかる正味作業時間調査の在り方

昨年度の製作作業時間調査結果との比較で言えば（表5）、調査結果で示された製作時間と比較しての一定の格差が見られた。

3. 付随費用の調査

装具を題材に付随費用の調査を行った。装具については、価格算定式の人件費にかかる係数は54年度調査の結果より小さくなっていることが示唆されたのに対し、素材費、完成用部品購入費にかかる係数についてはむしろ大きくなっていることが示された。装具に関しては、総費用に占める付随費用の比率が低下していることを示す結果となった。

これに対し義肢や座位保持装置については、完成用部品購入費の比率が装具に比べて高めであることから、装具とは逆の結果が出る可能性がある。

E. 結論

本分担報告書では、義肢・装具・座位保持装置（以下義肢等）の採算性の評価、装具の正味作業時間を調査する実際に補装具製作事業者と我々が考える作業工程との差異を確認するためのたたき台を作成するため、製作工程にかかる資料づくり、装具製作にかかる付随費用調査をおこなった。

限界費用に基づいた価格設定の適用について検討した。具体的には、義肢等産物ごとの売上高データ、営業費用データをもとに限界費用の推定や事業者が望ましい水準の利益を得ているかの分析をおこなった。その結果として、義肢・座位保持装置では現行公定価格のもとでは、供給水準を引き下げることができれば利益を増加できることが示唆された。また、義肢については事業単体で採算が取れていない可能性が示唆された。

義肢等の価格設定に関しては、従来製作に要する費用の実態に合わせて価格を設定するという考え方が長い間続いてきた。それに対し、平成23年度の補装具評価検討

会では、製作費用が増加しているとの調査結果に対し「それでは価格の引き上げが際限なく続くのではないか」との指摘があった。今後、最適な義肢等価格設定の在り方について今後議論を深める必要がある。

その一方で「際限ない製作費用の増加」の原因の一部は制度に内包されている。従業員雇用にかかる法定福利費事業所負担率の恒常的に続いている引き上げは、毎年確実に製作費用を引き上げていく。義肢等の価格を製作事業者が自由に設定できないという制約のもとでは、こうした制度変更に伴い自動的に行程価格が改定されるような仕組みを作ることは有用であろうと考えられる。

装具の基本工作法に関しては、購入基準

(3) 装具 区分 [下肢装具] [短下肢装具] F 硬性 2支柱なし：金属支柱のないもの（シューホンタイプAF0）を題材に実際に製作を行いながら資料を作成した。義肢等の製作時間については、高機能な完成用部品で必要となる調整作業の時間など新しい要素も現れてきている。今後、義肢等の製作時間計測を行っていくうえで、そうした要素も含めた資料づくりを進め、時間計測プロトコル策定に役立てたいと考える。

義肢等製作費用にかかる費用のうち、人件費、素材費、完成用部品購入費以外の費用である付随費用については、平成20年度以降の義肢等製作費用調査において手薄な部分であった。今回、装具を題材に付随費用の調査を実施した。調査結果を装具の現行制度の元となっている昭和54年度調査結果と比較したところ、全費用に占める付随費用比率が縮小している可能性が示唆された。今回の分析は日本義肢協会に問い合わせ得たデータを元にしておこなったが、今後、より広い事業所を対象にデータ収集を進めると共に、義肢、座位保持装置についても調査を進めていきたい。

今回の研究では平成20-21年度に実施された厚生労働科学研究費補助金障害保健福祉総合研究事業「経済学的手法による補装具の価格構成に関する研究」では、十分にデータを反映できなかった採算性の評

価や、製作費用評価の元となる調査における分量データ（作業時間など）計測方法の基礎作り、付随費用の調査などを行った。今後、製作費用の包括的調査の方法を確立するとともに、妥当な価格水準の在り方について研究を進めていきたい。

F. 引用文献

- 1) 飯田ほか：「補装具の種目、構造、工作法などに関する体系的研究」，厚生省厚生科学研究（特別研究事業）昭和53年度特別研究報告書，（1979）。 ※義肢に関する研究報告書である。
- 2) 厚生労働省：「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」（厚生労働省告示第209号 平成21年3月31日），http://www.techno-aids.or.jp/mhlw_notice.html。
- 3) 飯田ほか：「補装具の種目、構造、工作法などに関する体系的研究」，厚生省厚生科学研究（特別研究事業）昭和54年度特別研究報告書，（1980）。 ※装具に関する研究報告書である。
- 4) 財政金融統計月報第726号，財務総合政策研究所，（2012年10月号），http://www.mof.go.jp/pri/publication/zaikin_geppo/hyou/g726/726.htm
- 5) 山内ほか：「義肢装具の工作法等に関する調査研究報告書」，テクノエイド協会，（1996）。
- 6) 倉澤資成：入門 価格理論 第2版，日本評論社，（1988）。
- 7) 奥口孝二，酒井泰弘，市岡修，永谷裕昭：ミクロ経済学，有斐閣，（1989）。
- 8) 末吉俊之：「DEAに基づく限界費用価

格形成：NTT電話基本料金に関する一考察」，オペレーションズリサーチ：経営の科学，Vol.40，No.12，p.701-705，（1995）。

9) 細江宣裕、橋本日出男、我澤賢之：テキストブック応用一般均衡モデリング，東京大学出版会，（2004）。

10) 山崎伸也，我澤賢之：「義肢・装具・座位保持装置の件費・素材費調査」，平成21年度厚生労働科学研究費補助金障害保健福祉総合研究事業「経済学的手法による補装具の価格構成に関する研究」分担報告書，（2010）。

11) 西村和雄：経済数学早わかり，日本評論社，（1982）。

12) 丹野忠晋：経済数学入門- ラグランジュ乗数法をきっちり勉強 -，<http://benio.atomi.ac.jp/~tanno/lagrange.pdf>，（2000）。

G. 健康危険情報

特になし

H. 研究発表

我澤賢之，山崎伸也．義肢・装具・座位保持装置の製作費用・採算に関する調査研究，第28回日本義肢装具学会学術大会，名古屋，2012.11.10-11

I. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得
なし
2. 実用新案登録
なし
3. その他
なし

利用者のニーズに基づく補装具費支給制度の改善策に関する調査研究 5. 補装具活用支援体制の構想に関する提言

研究分担者 井上 剛伸 国立障害者リハビリテーションセンター研究所
福祉機器開発部長

研究分担者 筒井 澄栄 国立障害者リハビリテーションセンター研究所
障害福祉研究部 心理実験研究室長

研究要旨

本研究では、昨年度得られた利用者のニーズを基に、その解決策として「補装具活用支援体制の構想」および「補装具適合・判定支援ネットワークの構築」を提言としてまとめた。「補装具活用支援体制の構想」では、利用者へのサービス提供に係る関係機関の連携を主たる柱とし、市区町村でのサービスリソースの連携体制の構築と、県単位での自立支援総合センターとの協力により、適切な補装具給付を実現するシステムを提案した。また、「補装具適合・判定支援ネットワークの構築」では、全国レベルでの拠点の設置とそのネットワーク構築により、データベースの構築や情報共有、人材育成、政策提案を行うシステムを提案した。この2つは、補装具費支給制度のさらなる向上に向けた車の両輪にあたり、双方の構築を平行して進めていく必要がある。今後は、システムの具体化に向けての情報収集や、既存のリソースの再構成を含めた効率的なシステム構築の検討を行う必要がある。そのための方策として、モデル的な事業としての試行の段階に入ることも有効である。

限られた資源の中で、利用者の生活の質を最大限向上し、なおかつ、効率も考慮した補装具費支給制度が求められている。今回提案したシステムは、その点からも有用であり、今後具体化に向けたさらなる取り組みを進める予定である。

A. 補装具活用支援の基本理念

補装具の情報提供や相談、展示、使用評価、訓練、給付、修理、研究開発などの補装具活用支援は、自立への支援、クオリティ・オブ・ライフ（QOL）の尊重、自己決定の重視、利用者の視点の重視、総合的在宅支援サービスの視点といった基本理念に基づいて提供されなければならない。

①自立への支援

補装具は、単に損なわれた機能を補うだけでなく、利用者の生活の自立性を高め、社会参加を促進し、高度に自己実現を果たすことができるよう支援するものである。

例えば、車いすの活用は、それまでできなかつ

た利用者が自力移動を可能にするばかりでなく、生活の自立性を高め、自己決定を担保に生活空間を拓げ、社会との交流を促進することになる。利用者の自立と社会参加を促進していくうえで、補装具の果たす役割は大変大きなものがあり、利用者に焦点をおいた補装具の開発・改良、適用技術の向上に積極的に取り組む必要がある。

②クオリティ・オブ・ライフ（QOL）の尊重

補装具活用支援は、利用者の身体機能にのみ着目するのではなく、利用者の生活全体を捉えて、生活の質を高める方向で、提供されなければならない。そして、利用者が人間として尊重され、地域の人々の社会的、経済的、文化的水準と同じよ

うに豊かさを享受できるよう支援しなければならない。

その一つとして、レクリエーションやスポーツのための補装具や障害児童のための補装具などについても開発していく必要がある。

③自己決定の重視

補装具活用支援においては、利用者または介助者などの補装具を利用する者の主体性が重視されなければならない。

補装具を適切に選択し、うまく活用していくためには、補装具の種類によって程度の差はあるものの、専門的な知識や技術、場合によっては使用するための訓練が必要である。この意味においては、専門職の支援は重要であるが、補装具を利用した様々な生活の仕方を選択していくのは、様々な価値観、人生観を持ち、また様々な生活環境におかれている利用者本人でなければならない。

利用者が補装具を自ら選択し活用していけるよう、信頼性のある十分な情報を提供するとともに、必要に応じて専門職の支援が受けられるようなシステムの構築が必要である。

④利用者の視点の重視

補装具は、機能性のみならず、操作性・材質・色・デザインなど、利用者の立場に立ってやさしく配慮されたものでなければならない。また補装具給付サービスは、誰でもが必要なときに、身近なところで容易に受けられるものでなければならない。

わが国の補装具は、技術的な側面では西欧諸国の補装具と遜色がなくなってきたと言われているが、操作性や材質・色・デザインなどの面では、さらに工夫が必要である。補装具は、何よりも安全で、利用者にとって使いやすいものでなければならない。補装具が生活のための用具であることを考えると、色の使い方や材質、デザインについても重視した補装具の開発が重要であるし、ゆと

りある豊かな生活を実現していくうえでも必要である。

移動手段に難のある利用者または介助などで多忙な家族などにとって、補装具活用支援のためには、身近なところで手軽に受けられる北欧のような訪問型のサービス提供が望まれる。また手続きが煩雑で時間がかかるといわれている公的給付制度は、利用者の立場に立った事務の簡素化を図っていく必要がある。

補装具の開発についても、サービスを提供するしくみについても、利用者の立場に立った配慮が何よりも必要である。

⑤総合的自立生活支援サービスの視点

補装具活用支援は、利用者の生活の視点から地域においてホームヘルプサービスなど、その他の自立生活支援サービスと密接な連携を持って総合的に提供されなければならない。

補装具活用支援と、その他の自立生活支援サービスは、各利用サービスが相補いながら利用者の生活の質の向上をめざすものであるため、それぞれのサービスを総合的に調整しながら提供していくことが重要である。

補装具活用支援は、医療機関、自立支援サービス、介護保険サービスなどで実施しているリハビリテーションプログラムや訓練事業と連携して総合的なサービスを提供していく必要がある。

B. 補装具給付サービスの現状と課題

補装具の役割は大きく、障害を有する利用者の自立はもとより利用者のQOLの向上や介護者の負担軽減に必要不可欠である。それゆえ利用者の生活状況に適合した補装具の活用は重要である。前年度の研究において以下の点について課題が明らかとなった。

①下肢切断者の義肢および制度への要望では、制度自体に対する不満の記載は少なく、給付される

義足の性能に関する要望やアフターフォローについての要望が多い。治療用仮義足の場合は、理学療法士が歩行能力や日常生活動作を修得すべく機能訓練とともに義足の調整を行う。機能訓練を行っている間の断端成熟などの身体の変化、履物、使用環境に合わせて調整を行うことが常である。しかし身体障害者手帳による障害者自立支援法での義足の給付の場合、ソケットの不具合や平地歩行で不具合程度の確認で終了するため、その後の調整を義肢製作所がになうことになるものの、充分に対応できる場所は少ない。

②当事者の家族の要望として多かったのは、「耐用年数の見直し」「複数給付」「給付対象品の拡大」などの給付品に関するものと「申請方法」「制度運用への要望」などの「制度運用への要望」と「判定方法に関する要望」である。これらに関しては、利用者あるいは窓口や中間ユーザの誤認識あるいは制度に関する説明不足によるものが少なくない。代表的なものとして「18歳以上になると耐用年数が長くなり再申請が容易にできない」「申請ごとに判定を受けなければならなくなるので困る」「これまでのように作り変える場合は、書類だけで可能にしてほしい」等である。

③児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の6の規定に基づく身体障害児に対する補装具の交付又は修理により行っていたものを障害者自立支援法という制度により給付を行うために必要な手続きであることを理解していない。あるいは窓口の担当者あるいは中間ユーザが説明していないからであろう。もちろん児童福祉法と障害者自立支援法のシームレスな連携体制の構築は必要であるが、利用できる制度の理解は利用する側、それを支援するものも理解すべきであろう。

④中間ユーザである義肢装具士・理学療法士・社会福祉士の意見で多いのが、判定結果に納得がいかない、判定基準が明確ではない、意図するもの

と違うものが処方された、判定に関わる専門家のスキルに対する疑問などの「判定に関する不満・要望」が多い。次いで、判定への出席を求められた際の判定による時間的拘束、判定の際の経費負担や給付品の取扱い基準の明確化、採型・補装具制作費の拡大、納入の際のコストなどの「制度運用への要望」となっている。反面、制度利用に対する知識不足や誤った制度理解・運用といった意見もあった。

1. 総合的自立生活支援サービスの視点

補装具に対するより一層のニーズと関心が高まっているものの、必ずしも十分な対応がなされているとはいえない。これは情報の不足・相談体制の不備、使用評価・訓練体制の不備、専門職の不足、公的給付制度の問題点などの原因によるものと考えられる。

2. 補装具の利用上の問題点

補装具に対するより一層のニーズと関心が高まっているものの、必ずしも十分な対応がなされているとはいえない。これは情報の不足・相談体制の不備、使用評価・訓練体制の不備、専門職の不足、公的給付制度の問題点などの原因によるものと考えられる。

①情報の不足・相談体制の不備

利用者またはその介助者が、補装具を活用し生活の質を向上していくためには、補装具に関する十分な情報を入手し、必要に応じ専門職の支援が受けられる必要があるが、そのための体制整備は遅れている。

補装具を利用者の身近なところで見たり、試したり、説明を受けたりする場が、未だ十分に整備されていないのが現状である。いくつかの自治体では補装具の展示と相談活動を行っているものの、展示内容や相談体制が十分ではなく、総合的

なサービスの提供が不十分であるものも見受けられる。平成2年度から国の制度として発足し、各自治体に設置されている在宅介護支援センターは、福祉用具の展示コーナーを設けて、地域における相談事業を行うこととされているが、その機能を十分に果たしているとは言い難く、後方支援体制の整備、役割分担の整理が求められている。

また、福祉事務所は補装具や日常生活用具の交付事務にとどまる傾向にあり、職員間に補装具に関する十分な知識が蓄積されていないため、補装具に関する相談に対する確かな対応ができない場合が多い。

②使用評価・訓練体制の不備

補装具は、判定、処方、適合判定、訓練の体制は十分とはいえないものの、他の福祉用具よりも比較的確立されているとされる。しかし使用評価する機関や訓練をする場が十分に整備されていないのが現状である。

このため補装具の使用評価、訓練、アフターサービスが十分でないまま、利用者の生活の状況に合わない補装具を我慢して使用していたり、導入された補装具が使用されないで埃をかぶったりするなど、補装具が有効に利用されない状況がある。

補装具は、利用者の心身機能や生活の状況に適したものを選定し、使いこなすことによって初めて効果をもたらすものであり、専門職による助言や使用訓練を必要としている。身近なところで使用評価や訓練が受けられる体制を整備する必要がある。

補装具の判定などについては、専門的判断を必要とするため、身体利用者福祉法により、身体利用者更生相談所の業務とされている。これについては、移動などに困難がある障害をもつ人々が判定のため出向かなければならないこと、生活の場から離れたところで判定が行われるため、生活の

全体を捉えたきめ細かな判定がされにくいことなどが問題となっており、北欧のような訪問型の判定システムの構築が必要である。

③専門職の不足

質の高い補装具活用支援を提供していくためには、地域において相談、指導、使用評価、訓練、アフターケアを担う専門職が確保される必要がある。しかし、在宅支援に従事する理学療法士、作業療法士、保健婦、看護婦、社会福祉士、介護福祉士などの専門職が補装具に関する知識が不足しているのが現状である。また福祉事務所などで補装具に直接・間接に係わる機会を持つ職員は、補装具の基本的な知識を身につけておく必要がある。しかし研修体制が不十分なため利用者の期待に十分に応えることができていないのが現状である。

介護保険制度導入に伴い、平成7年度から福祉用具専門家のあり方について検討が行われ、平成9年度のモデル研修を経て、専門職団体や介護実習普及センターなどの協力のもと、平成10年度からは本格的に福祉用具プランナーの養成が行われているが、介護保険で購入費等の支給の対象となるものや貸与の対象となるものについての講習が中心となり、数千から数万種類ともいわれている補装具に対応できる人材の養成は困難であるといえる。

より重要な問題は、利用する人に合った補装具の正しい選び方を知っていて、実際に選べるかということ。「使い方を知っている」＝「選べる」ではないことに注意する必要がある。

補装具の活用についての意向はあるものの、実際に補装具そのものを理解し現場で円滑な導入が図れているのかどうかについては、疑問の残るところである。

④給付制度の問題点

利用者が自立した日常生活をおくるためや、介

助をしている方の負担を軽減するために、補装具費支給制度や日常生活用具給付等事業、介護保険制度の居宅サービス事業における「福祉用具の貸与・購入制度」がある。

利用者は、機種をそれぞれの生活の状況に合わせて自由に選択できることを求めている。しかし、現行の制度では給付品目や機種が限定されているため、生活の状況に合わせた選択が十分に行えない。

補装具と日常生活用具の区別が不明確になってきており、日常生活用具とされているものについても、適用技術を必要とするものが増えている。その上、日常生活用具については、改造や修理の制度が設けられていないため、個別対応を十分に行うことが難しい。

公的給付制度は、手続きが煩雑で、申請から交付までに時間がかかることも、指摘されている。

3. 補装具の研究・開発及び供給の現状と問題点

わが国は、世界に名だたる水準の工業技術を誇っているにもかかわらず、補装具開発に関しては、西欧諸国と比較して遅れている。性能、デザイン、操作性、信頼性、環境との整合性、価格などの面において利用者の満足のいく補装具の開発は十分とはいえない。

今日、質、量ともに十分な補装具の開発と供給が求められているが、補装具の研究・開発については、ニーズの把握システムの不備、補装具研究・開発体制の不備、試験評価体制の不備、製造・販売などの多くの問題点がある。

①ニーズの把握システムの不備

利用者の生活に密着した補装具を開発するためには、何よりも利用者の日常生活におけるニーズを把握することが重要であるが、利用者の詳細なニーズを汲み上げる方法が確立していない。また、補装具の使用評価の結果を開発別にフィード

バックさせていくルートが確立していない。

②補装具研究・開発体制の不備

国において、工業技術院や国立障害者リハビリテーションセンターなどの研究機関の充実強化など、補装具の研究開発の推進策がもとめられている。しかしながら、近年の多様な補装具開発の需要に応えていくためには、十分な体制とはいえない。各都道府県においても、研究・開発体制の強化を図っていく必要がある。

③試験評価体制の不備

開発された補装具の安全性などについて、公的機関によって試験評価が行われ結果が保証されれば、安心して補装具を使用することができ、補装具の普及を促進することができる。しかし、補装具の安全性、品質、有用性の評価基準は、現在のところ確立されていない。車いす、電動車いす、木製松葉杖、補聴器及び一部の義肢装具の部品については、JIS規格が存在するが、その他の補装具についてはなんら規定がされていない。補装具の規格や評価基準について、早急に国において定められなければならない。

④製造・販売などの問題点

補装具の製品開発、製造、販売などについては民間企業が担っているところであるが、次のような問題点が指摘されている。

ア. 補装具の製造上の問題点

- ・多品種少量生産となるため互産ベースにのらないこと。
- ・補装具の市場が小さいこと。
- ・開発コストがかかることがあげられた。また、この他に、研究開発費用や人材の不足、利用者ニーズの把握の困難性などがあげられていた。

イ. 補装具の販売・営業上の問題点

- ・実際に試用しないと有効かどうかわからない。
- ・仕様に対して価格の高いものが多い。
- ・商品数やメーカーが多く、商品情報が整理され

ていない。

- ・同じ品目でもメーカー間に性能の差異が多い。
- ・在庫管理が難しい。

また、国や公的機関への要望としては、公的展示場、公的PRの積極的展開、製品購入など公的補助の拡大、研究開発費の公的補助、情報の公開、交換システムの整備などがあげられていた。

補装具事業についての今後の対応策としては、商品の高付加価値化、商品の種類の拡大、広告、宣伝の強化、従業員の質の向上などがあげられていた。

補装具給付サービスが円滑に提供されるためには、補装具の製品開発の促進と良質な補装具の安定供給を確保する必要があるため、民間企業に対し、総合的な支援策を講ずるとともに、品質管理などについて指導を強化していく必要がある。

4. 補装具給付サービスの今後の課題

1) 補装具のサービス提供システムの整備

補装具の研究開発及び普及の促進を図るため、現在、国において法整備が検討されているが、地方公共団体は、補装具の普及の促進を図るために必要な措置をとることが求められている。

この場合における市町村と都道府県の基本的な役割分担を明確にする必要がある。市町村は、利用者が補装具を適切に利用できるよう、補装具に関する情報の提供および相談、その他必要な措置を講ずる。都道府県は、補装具に関する情報の提供及び相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行うとともに、市町村の講ずる措置の実施に関し助言、その他必要な措置を行う。さらに国については、これらが円滑に運営できるように法整備と共に予算措置を行う必要がある。このように補装具の普及の促進を図るためには、国、都道府県、市町村と協力して、補装具活用支援システムの整備を積極的に取り組んでいく必

要がある。

①地域における相談・指導体制の整備

利用者の生活の実態に即したきめ細かな補装具給付サービスを提供していくためには、利用者の身近なところにサービス体制を整備していくことが必要である。

市町村は、補装具のサービス拠点を整備し、補装具について豊富な知識を持ったスタッフにより、情報提供から相談、使用評価、訓練、アフターケアまでの一貫した補装具給付サービスを、利用者に対し提供していくことが望ましい。

しかし、市町村におけるサービス拠点の整備は、財政負担の問題や人材確保の問題など多くの課題がある。

都道府県は、補装具の市町村におけるサービス拠点の整備を促進するため、市町村に対し財政支援策を講ずるとともに、補装具給付サービスを担う人材の養成を計画的に行っていく必要がある。

なお、補装具の判定などについては、身体利用者福祉法によって身体利用者更生相談所の業務とされているところであるが、利用者の生活全体を捉えたきめ細かなサービスを提供していくためには、補装具の判定なども地域において利用者の生活の場に近いところで行っていくことが望ましい。

従って、補装具の判定などについては、地域の実情に応じた柔軟な運用ができるよう、国に対して要望するとともに、都道府県においても地域における人材の養成研修を行い、統一的判断基準を確保するなど、その種の条件整備に努めていく必要がある。

②広域的・専門的サービスの提供と地域支援体制の整備

利用者に対する補装具給付サービスは、地域において、生活に密着した形で行われる必要があるが、補装具給付サービスには、広域的・専門技術

的側面があるので、後方支援体制がないと、地域における補装具給付サービスもうまく機能しない。

高度な専門的判断を必要とする補装具や高額な補装具など、市町村で扱うことが困難なものについては、各都道府県において、相談、評価、訓練などを行うことが必要である。

また、補装具情報システムを整備し利用者や市町村のサービス拠点に情報を提供するとともに、援助技術マニュアルの作成や専門職員の養成研修などを行い、市町村が円滑に業務を推進できるよう支援していくことが必要である。

このため、中核となるセンターを各都道府県に整備し、市町村のサービス拠点とのネットワーク化を図っていく必要がある。

2) 補装具の研究開発の促進

①ニーズの把握体制の確立

利用者のニーズは、利用者の周辺に埋もれて、補装具を開発し実用化する側に伝わらない状況にある。

補装具に関する利用者の多様なニーズを把握するため、利用者、補装具給付サービス提供機関、補装具製造・販売企業などから、要望、アイデア、使用評価の結果、改良・故障・修理事例、苦情処理などの情報を恒常的に収集し、補装具を開発し実用化する側に伝えていく必要がある。

②研究・開発体制の強化

自立意識の高まり、社会参加の増大、価値観の多様化などを背景に、補装具に関するニーズの多様化、高度化が進んでいる。また、高齢社会の到来により、補装具の需要の増大が確実に見込まれる。こうした時代の要請に対して、各都道府県においても補装具の研究・開発体制を強化し、多様な補装具開発の需要に積極的に応えていく必要がある。

③試験評価体制の確立

補装具の安全性、品質、有用性の評価基準は十分に確立されているとは言えない。補装具の安全性、品質、有用性の保証は利用者にとって大変重要なことであるので、関係機関と協力しながら、補装具の試験評価について積極的に取り組んでいくことが必要である。

④民間企業への支援

補装具関連企業は、補装具の開発・生涯及び流通の各段階において、採算性、利用者ニーズの把握、商品の有効性の評価、展示場の確保、人材の確保など様々な問題を抱えている。そのため、補装具の開発の促進と安定供給のため、補装具関連企業に対して、公的支援を行っていくことが必要である。補装具の研究開発に対して法的整備が検討されているものの、展示場の設置、ニーズ情報などの提供、研究開発費の助成、試験評価などの側面から補装具関連企業を支援していくことも考慮する必要がある。

3) 公的給付制度の拡充

公的給付制度については、利用者の自立と社会参加を促進する観点から、対象種目の拡大を図っていくことが必要である。また、機種をニーズに合わせて自由に選択できるよう、柔軟な支給システムを検討していく必要がある。

日常生活用具については、補装具と同様に身体状況に合わせた調整や修理の制度を設け、個別対応を十分に行っていく必要がある。

補装具の費用徴収制度については、施設入所の費用徴収制度との整合性を考慮するよう、国に要望していく必要がある。更に、事務手続きなどについては、利用者の立場に立った簡素化を図っていく必要がある。

4) 補装具の多様な供給システムの整備

補装具の価格や種類、心身機能の状況、見込まれる利用期間、利用目的などによって、最も適し

た利用方法を選択できるよう、販売のみならず、レンタルやリサイクルなどの補装具の多様な供給システムを整備していく必要がある。

利用しやすいレンタルシステムを整備していくためには、衛生管理などの徹底によるレンタル機器の品質の保証、レンタル料金の低廉化、レンタル機器の種類の拡大、レンタルに適した補装具の開発などに取り組んで行くことが必要である。

C. 補装具総合活用支援システムの構築

利用者の生活の実態に応じたきめ細かな補装具給付サービスを提供するため、市区町村は、補装具のサービス拠点として市区町村補装具・福祉用具 相談・支援センターを整備するものとする。市区町村補装具・福祉用具 相談・支援センターにおいては、利用者に対して補装具の展示を含む情報提供、相談、使用評価、訓練などの一貫した補装具給付サービスを提供するものとする。補装具給付サービスは他の在宅サービスと総合的に提供される必要があるので利用者の在宅サービスの拠点である地域障害者福祉センターまたは地域包括支援センターに併設することが望ましい。

都道府県は、補装具総合サービスシステムの中核施設として、また市町村補装具・福祉用具 相談・支援センターの支援施設として、自立支援総合センターの中核機能として都道府県補装具・福祉用具 相談・支援センターを設置し、市町村補装具・福祉用具 相談・支援センターとのネットワーク化を図っていくことが必要である。

都道府県補装具・福祉用具 相談・支援センターにおいては、補装具の研究開発、試験評価、情報収集・情報提供、人材養成を行うとともに専門技術的サービスを提供するものとする。

市町村補装具・福祉用具 相談・支援センターと都道府県補装具・福祉用具 相談・支援センタ

ーは、補装具の研究開発や普及に資するため、相互の情報交換を体系的に行うことが望ましい。

1. システムの概要図

補装具給付サービスの提供システムを、利用者の視点から整理すると、図1になる。

なお、この概要図は、補装具活用支援と関連の深い機関も含み、補装具給付サービスそのもののネットワークと同時に、地域における補装具給付サービスと他の在宅福祉支援サービスのネットワークをも表現している。

2. 関係機関との連携

このシステムを円滑に運営するため、自立支援総合センターは、利用者のリハビリテーションに関する総合相談、総合判定機関である各都道府県の心身利用者福祉センターと密接な連携をもって運営されることが必要である。

一方、市町村補装具相談センターは、補装具や日常生活用具の給付事務を所管している福祉事務所などと密接な連携をとり、利用者の利便を図る必要がある。また、地域において保健・医療・福祉を担っている諸機関と連携し、ニーズに的確に応えていくことも重要である。

さらに研究開発を推進するため、自立支援総合センターは、他の研究機関と情報交流を活発に行うとともに、補装具関連企業に対しては開発援助を行っていくことが必要である。

3. 都道府県補装具・福祉用具 相談・支援センターの機能

補装具・福祉用具 相談・支援センターは、自立支援総合サービスシステムの中核をなす施設であり、補装具の専門技術的側面や市町村補装具・福祉用具 相談・支援センターなどへの技術支援に重点をおいた機能をもつことが望まれる。

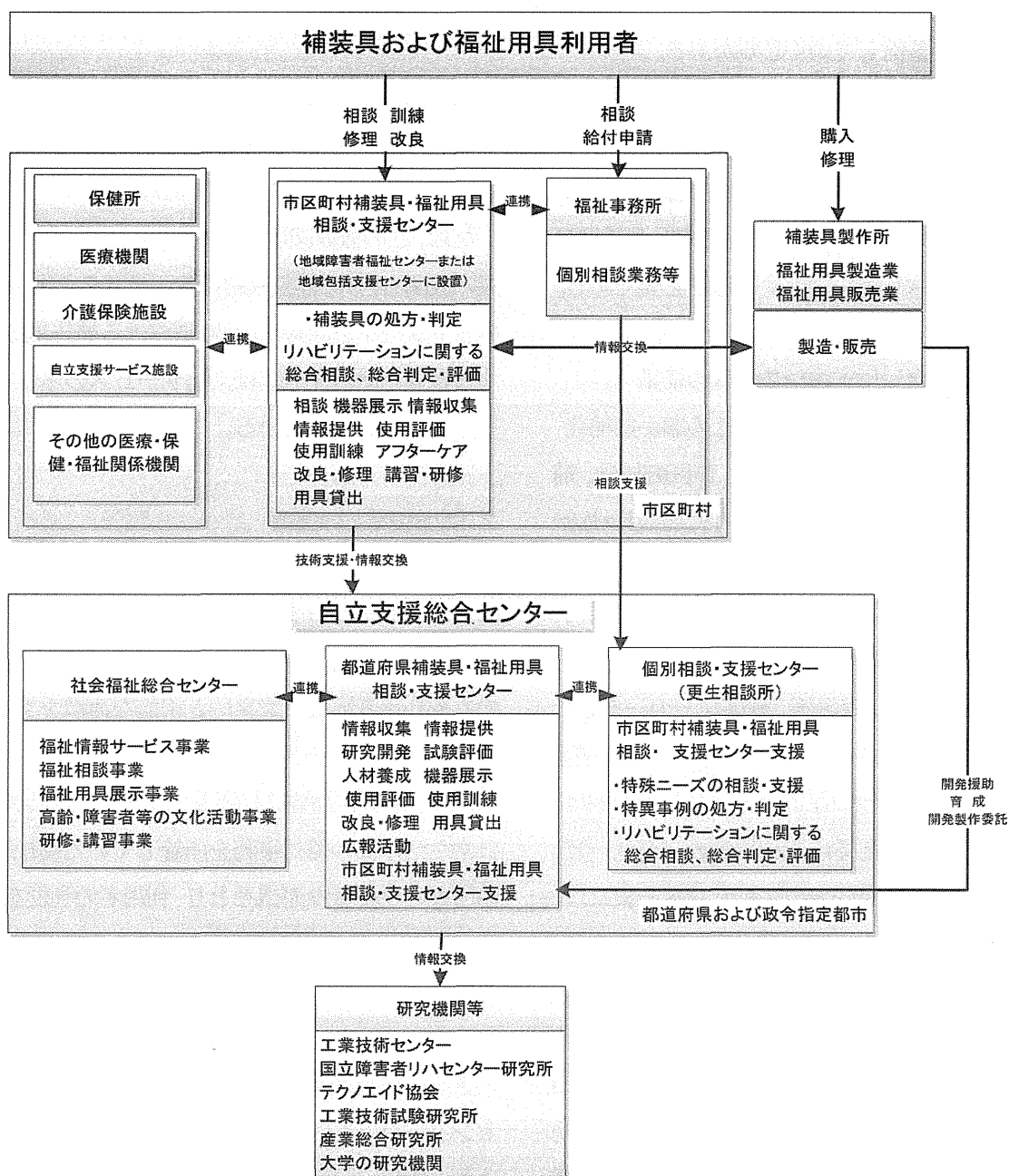


図1 補装具給付サービスの提供システム

具体的には、補装具に関する情報収集・情報提供、補装具の研究・開発、補装具の試験評価、人材の養成、最新の補装具の展示、専門性の高い相談、高度な訓練技術を必要とする補装具の使用訓練、専門的判断を必要とする補装具の使用評価、補装具の改造、特殊な補装具の貸出、市町村補装具相談センターの支援などがあげられる。

1) 情報収集・情報提供

都道府県補装具・福祉用具 相談・支援センターは、補装具に関する幅広い情報を収集・管理し、補装具の情報センターとしての機能をもつことが望ましい。

収集した情報は、利用者、市町村都道府県補装具・福祉用具 相談・支援センター、大学、研究

機関、補装具関連企業などに提供する。広報誌の発行や、補装具の紹介ビデオの作成、総合カタログの編集などわかりやすい情報提供の方法も検討する必要がある。

①補装具の商品情報など

市町村都道府県補装具・福祉用具 相談・支援センターが利用者に対して十分な補装具の商品情報及び使い方情報を提供できるようにするため、自立支援総合センターは、(財)テクノエイド協会、補装具関連企業などの関係機関と協力して補装具の商品情報を収集する。技術革新が急速度で展開する今日においては、情報の有用性には期限があるため、情報を絶えず更新し、利用者が最新の情報を得られるような体制を整備しておく必要がある。また、情報の収集にあたっては、諸外国の有用な補装具情報も含めて、収集することが望ましい。

②補装具のニーズ情報

利用者にとって有用な補装具の開発や適用技術の向上に資するため、市町村補装具・福祉用具 相談・支援センター、補装具製造・販売企業などの協力を得て、補装具の使用評価、試験評価、故障、苦情処理などの情報を体系的に収集し、整理して関係機関へ情報提供する。

③補装具の研究開発情報

研究者や技術者相互の情報交換を円滑に進めるため、補装具に関する内外の研究論文、文献、報告書、研究開発プロジェクトについての情報などの収集を行う。

2) 補装具の研究・開発

市町村補装具・福祉用具 相談・支援センター、補装具製造・販売企業などから得た情報をもとに、利用者のニーズを的確に把握し、利用者にとって有用な補装具を民間企業などと共同で開発する。

研究・開発を活性化するためには、外部の機関と情報交換を活発に行うとともに、人的な交流を

行う必要がある。

研究・開発プロジェクトの決定に当たっては、工業技術院や国立リハビリテーションセンターなど国の研究機関や、大学その他の研究機関、民間企業との役割分担を考慮するとともに、利用者のニーズ、開発の優先順位、実現可能性などを検討して行う。また、利用者の声が十分反映されるような体制づくりも必要である。

3) 補装具の試験評価

他の諸機関と協力しながら、新たに開発された補装具などの試験を行い、補装具の安全性、耐久性の評価や機能的評価を行う。

補装具の規格、評価基準はまだ確立されていないので、当面は、試験の目的を利用者の安全の確保と補装具の性能の確認におき、他の諸機関と協力しながら、試験方法を開発し、自己開発した補装具、地域内の企業が新たに開発し、試験評価の依頼があった補装具、事故があり安全性に問題があると疑われる補装具を中心に試験評価を行って行くものとする。

4) 人材の養成

市町村補装具・福祉用具 相談・支援センターなどで補装具に関する相談・指導にあたる職員に対し、①補装具に関する基礎的知識、適用技術、使用評価の方法 ②器具類の簡単な改造・製作の仕方 ③住宅改善に関する知識などに関する研修を行い、利用者などのニーズに的確に応えられる人材を養成する。集合研修のほか、市町村補装具・福祉用具 相談・支援センターでの実施指導を行うなど、実践に即した効果的な人材養成を検討すべきである。また補装具全般にわたる技術向上を図るため、補装具製造・販売企業の担当者などとの相互研修を行う。

5) 補装具の展示

利用者及び市町村補装具・福祉用具 相談・支援センターなどの職員が最新の補装具情報を得る

ことができるよう、補装具製造・販売企業の協力を得ながら、常に新しい補装具の展示を行う。

展示場には、補装具について十分説明できるスタッフをおくとともに、モデルルームを設け、レイアウトを工夫するなど分かりやすい展示方法を検討すべきである。また、試用する場を確保することも必要である。

6) 相談

都道府県補装具・福祉用具 相談・支援センターにおいては、主として市町村補装具・福祉用具 相談・支援センターからの紹介者及び関係職員を対象として、専門的判断を要する相談を中心に行う。

補装具製造・販売企業に対しても、その育成を図る意味からも相談に応じるものとする。

職場、住宅、周辺環境の整備に関する相談については、市町村補装具・福祉用具 相談・支援センターと協働して出張相談に応じることが望ましい。

7) 使用訓練

高度の訓練技術を必要とする補装具の使用訓練を、市町村補装具・福祉用具 相談・支援センターの依頼により行う。

補装具の種類、本人及び家族の状況、住宅の状況などによっては、訓練室内での使用訓練のみでは、実効性があがらない場合がある。また、移動困難などにより、補装具総合センターまで行くことができない場合も考えられる。従って、家庭における訓練が必要な利用者に対しては、出張訓練を行うことが望ましい。

8) 使用評価

導入された補装具について、使用状況を確認し、その効果について評価を行い、より利用者に適した補装具の提供や使用方法の指導を行うことは、当該利用者にとっても、また補装具の研究開発や使用判定のためのフィードバックという意

味においても、大変重要なことである。補装具の使用評価は、利用者の生活の場に近いところで、生活全体を捉えながら行うことが望ましいので、市町村補装具相談センターで取り扱う補装具は、原則として市町村補装具・福祉用具 相談・支援センターで使用評価を行うものとし、補装具総合センターにおいては、市町村補装具・福祉用具 相談・支援センターで行うことが困難な補装具の使用評価を行うものとする。また都道府県補装具・福祉用具 相談・支援センターで使用評価した福祉機器については、その後のフォローアップも市町村補装具・福祉用具 相談・支援センターと連携をとりながら行う。

9) 改造・修理

個々の利用者の生活状況（障害の程度・内容、住宅の状況、介助者の状況など）を総合的に検討し、必要な場合は補装具の改造を行う。都道府県補装具・福祉用具 相談・支援センターにおいて改造が困難な補装具については、改造の処方メーカーに助言して改造を促す。補装具についても、市区町村補装具・福祉用具 相談・支援センターの依頼により、改造を行う。

都道府県補装具・福祉用具 相談・支援センターで改造した物については、都道府県補装具・福祉用具 相談・支援センターで修理する。

補装具の修理は、基本的にはメーカーの責任であるが、応急処置的な修理については、市町村補装具・福祉用具 相談・支援センターなどから依頼があった場合は、応ずることも必要である。

10) 試用貸出

適用技術が難しいもの、高額なもの、ニーズが稀にしかでてこないものなど市町村補装具・福祉用具 相談・支援センターで取り扱うことが困難な補装具について、試用のための補装具の貸出を行い、利用者に適した補装具の選定や適合に役立つ。

11) 補装具の紹介、販売

来所者の希望に応じて、目当ての補装具が速やかに入手できるよう、補装具の販売店などを紹介する。

また、来所者の便宜を図るため、補装具の種類によっては、直接販売することも検討されてよい。

12) 市町村補装具・福祉用具 相談・支援センターの支援

補装具に関する情報の提供、専門性・技術性の高い相談、使用訓練及び使用評価並びに研修などによるほか、補装具に関する巡回相談や巡回展示の実施、援助技術マニュアルの作成、職員派遣などにより市町村補装具・福祉用具 相談・支援センター業務を支援する。

13) その他

車いす使用者向け公営住宅など入居者評価及び個人住宅相談は補装具との連携から、市区町村補装具・福祉用具 相談・支援センターにおいて行う。

そのほか、補装具を効果的に使用するため、住宅改造や職場環境の整備について利用者及び関係機関に助言指導を行う。また、利用者の移動などに係る地域の環境整備について、市町村などからの依頼に基づき助言指導を行う。

また、補装具のリサイクルについては、リサイクルシステムの研究、リサイクル情報の収集や高度な適用技術を必要とする補装具のリサイクルの試行などに取り組んでいくことも検討する必要がある。

D. 補装具適合・判定支援ネットワークの構築

前節で示した支援体制は、地域に根ざした利用者に近いところでのサービスの強化を図るものとして位置付けられる。本研究では、地域でのシステム提案とともに、全国規模での支援体制の構築も必要である。その点について、総合リハビリ

テーションセンターと更生相談所を併設する機関を拠点として、そこにナショナルセンターを含めたネットワークの構築を提案する。

そのネットワークに求められる機能について、以下のような提案としてまとめることとした。

1) 補装具適合・判定情報の収集、データベース化、共有

補装具の適合や判定に関する情報が散在していることを課題としてとらえ、更生相談所等での判定データや特例補装具に関する適合や判定のデータを電子化し、データベースを構築する。それらを、ネットワーク内で共有することにより、適合や判定の効率的な実施を可能とする。また、破損や修理に関する情報もあわせてデータベース化することにより、利用者の特徴をふまえた適切な機種を選定を可能とする。さらに、特例補装具については、適用・適合の経緯もふまえた事例データベースを構築し、それらを共有することにより、特例補装具制度の適切な運用を促進する。

これらのデータベースを分析することにより、補装具費支給制度の課題の抽出や見直しに係る基礎データを提供することも可能となり、行政への貢献も期待できる。

2) 地域での適合・判定機関の資質向上

拠点センターにおいて、地域での適合・判定に関わる専門職等の研修を実施するとともに、ナショナルセンターにおいて、資格制度なども視野に入れた高度の専門性を目指した研修会を実施する。また、拠点センターでは、地域の機関からの質問を受ける機能を有する。

3) 新規補装具に関する臨床試験の実施

拠点センターにおいて、完成用部品等の指定申請時に実施する臨床評価を分担して行う。これにより、臨床評価結果のレベル差の解消が可能となる。

4) 共同研究の企画・立案・実施

拠点センターを母体として、補装具（福祉機器）に関する共同研究の企画・立案を行い、それぞれのセンターの特性に合わせて、分担および連携をしながら研究を実施する。

5) 政策提案

拠点センターを中心に、現状の補装具制度に関する課題や解決方策などに関する定期的な議論を行い、制度の見直し等に関する政策提案を行う機能を有する。

E. 今後の研究課題

「補装具活用支援体制の構想」を具現化するには、補装具総合サービスシステムの細部にわたる吟味が必要である。改正自立支援法実施のための広域市町村圏の1箇所をモデル地域とし、その地域の公共機関、福祉関連施設、介護サービス事業者、補装具供給事業者等の協力を得て調査・検討・考案することが必要である。

また、「補装具適合・判定支援ネットワークの構築」については、具体的な機能が抽出されたので、今後その具体化に向けて、モデル的にデータベースの構築や研修会、政策提案に向けた議論を行う場の設定を行う必要がある。その過程で、収集データの選定や、データベースのフォーマットの統一等についても検討が必要である。

「福祉サービスの質的向上」と「利用者の質の向上」を一体的に捉えて、補装具がどのように効果をあげており、さらなる可能性を持っているかを明らかにすることを目的として進めてきた。この目的を達成するには、現在供給されている補装具を活用した介護サービスについて、顧客満足度（Customer Satisfaction）と従業員満足度（Employee Satisfaction）を調査することが必要である。補装具の活用が「福祉サービスの質的向上」

と「利用者の質の向上」を一体として実現することが期待される。

F. 結論

本研究では、昨年度得られた利用者のニーズを基に、その解決策として「補装具活用支援体制の構想」および「補装具適合・判定支援ネットワークの構築」を提言としてまとめた。「補装具活用支援体制の構想」では、利用者へのサービス提供に係る関係機関の連携を主たる柱とし、市区町村でのサービスリソースの連携体制の構築と、県単位での自立支援総合センターとの協力により、適切な補装具給付を実現するシステムを提案した。また、「補装具適合・判定支援ネットワークの構築」では、全国レベルでの拠点の設置とそのネットワーク構築により、データベースの構築や情報共有、人材育成、政策提案を行うシステムを提案した。この2つは、補装具費支給制度のさらなる向上に向けた車の両輪にあたり、双方の構築を平行して進めていく必要がある。今後は、システムの具体化に向けての情報収集や、既存のリソースの再構成を含めた効率的なシステム構築の検討を行う必要がある。そのための方策として、モデル的な事業としての試行の段階に入ることも有効である。

限られた資源の中で、利用者の生活の質を最大限向上し、なおかつ、効率も考慮した補装具費支給制度が求められている。今回提案したシステムは、その点からも有用であり、今後具体化に向けたさらなる取り組みを進める予定である。

平成24年度厚生労働科学研究費補助金
障害者対策総合研究事業（身体・知的等障害分野）
利用者のニーズに基づく補装具費支給制度の改善策に関する調査研究
総括・分担研究報告書
平成25年3月31日
発行者 相川孝訓（研究代表者）
国立障害者リハビリテーションセンター
〒359-8555 埼玉県所沢市並木4-1

